

ご参考まで

＜新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金について＞

厚生労働省からのお知らせですが、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、

- (1) 以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主が助成金の対象となります。
- (2) 同じく、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者が支援金の対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
 - ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども
- ※ただし、中学校は、かつ障がいのある子どもであることが条件になっています。

◎ご参考までお知らせしますので、詳しくは下記の URL 等からご確認のうえ、対象・必要に応じ、各自でお手続きください。

小学校休業等対応助成金 ・ 支援金コールセンター

0120-603-999 （受付時間：9：00～21：00）※土日・祝日含む

（参考）厚生労働省ホームページ

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

・厚生労働省公式 LINE チャットボット

友だち追加用リンク：<https://lin.ee/qZZIxWA>

（QR コード→）

